

盛岡市・玉山村新市建設計画の変更及び玉山区設置期間終了に伴う
組織体制等について

平成27年9月24日
市長公室
総務部
玉山総合事務所

新市建設計画の推進を図ること及び玉山区の設置期間が平成28年3月31日で終了することから、次の事項について説明するものである。

1 説明事項

- (1) 盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について・・・・・・・資料1
- (2) 玉山区設置期間終了に伴う組織体制等について
 - ア (仮称) 盛岡市玉山地域振興会議条例(案)について ・・・資料2
 - イ 玉山総合事務所の事務事業及び組織機構について ・・・資料3
 - ウ 玉山区の区域内の字の名称の変更について ・・・・・・資料4

盛岡市・玉山村新市建設計画の変更について

1 変更の趣旨

市は、これまで盛岡市・玉山村新市建設計画（平成18年度～27年度）に基づき、新市のまちづくりを推進してきたが、計画に位置付けている主要事業の中には平成27年度までに完了が見込めない事業があることから、計画期間等を変更して合併特例債を有効に活用しながら事業の進捗を図り、引き続き新市のまちづくりを推進するものである。

なお、東日本大震災により被害を受けた合併市町村の実情を踏まえた地方債の特例を受け、新市建設計画の期間を延長することにより、財政運営上で有利な地方債である合併特例債の発行期間を本市は最大で10年間延長することが可能となっている。

2 変更の内容

(1) 計画期間の延長

盛岡市総合計画の計画期間に合わせて計画期間を9年間延長し、平成36年度までとする。

(2) 主要事業の変更

社会情勢の変化等により整備内容を見直す必要があることから、事業の名称を変更する。また、実施が見込めない事業を計画から削除する。

主要事業の変更内容については、別紙1のとおりである。

区分	現行	変更案
名称を変更する事業 (4事業)	歴史民俗資料館建設事業 渋民駅北地区土地区画整理事業 野中土地区画整理事業補助金 水道未普及地域解消事業（飲料水供給施設）	玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業 渋民駅北地区整備事業 好摩駅西地区整備事業 水道未普及地域解消事業（飲用井戸等整備補助事業）
区域を変更する事業 (1事業)	農村交流センター整備事業 (盛岡、玉山)	農村交流センター整備事業 (玉山)
削除する事業 (2事業)	岩手・玉山斎場整備事業 盛岡駅西口地区駐車場整備事業	(削除) (削除)

(3) 主要事業の推進

計画期間の延長及び主要事業の変更に伴う各主要事業の今後の見込みについては、別紙2のとおりである。

(4) 合併特例債発行見込額の変更

計画期間の延長等に伴い、発行見込額を変更する。

区分	当初	現行	変更案
事業費（ハート事業）	986億673万6千円 (94事業)	825億442万1千円 (96事業)	920億348万5千円 (93事業) ※
合併特例債発行見込額	174億4,180万円	174億3,070万円	182億4,620万円 (借入上限額)

※ ハート事業は、削除する2事業及びソフト事業の扱いとなる水道未普及地域解消事業の計3事業が減となり、93事業となる。

(5) 財政計画等の変更

計画期間の延長等に伴い、財政計画等を変更する。

3 今後のスケジュール

平成27年10月 県との事前協議、パブリックコメント

11月 玉山区地域協議会へ質問・答申、県との本協議・回答
全員協議会へ説明（議案説明）

12月 12月市議会定例会に議案を提出

平成28年1月 総務大臣・岩手県知事へ報告

主要事業の変更内容

(1) 名称を変更する事業（4事業）

主要事業		新市建設計画	
現行	変更案	計画事業名（区域）	説明
<p>歴史民俗資料館建設事業</p> <p>【事業内容】 玉山歴史民俗資料館の移転整備。</p>	<p>玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業</p> <p>【事業を取り巻く状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉山歴史民俗資料館建設方針検討会において、石川啄木記念館との連携が求められている。 ・平成25年11月に市が移管を受けた記念館は、老朽化と狹隘化が著しく利便性が低くなってしまい、観光客から苦情を受けている。また、指定管理者制度導入後の施設修繕料も増加傾向にあり、今後も増加が予想される。 ・平成27年4月に渋民バイパスが開通し、バイパス沿いの記念館東側に道の駅の整備が検討されている。 <p>【事業内容】</p> <p>地域資源の効果的な活用を図るために、玉山歴史民俗資料館と石川啄木記念館との複合施設を整備する。</p> <p>以って、今後設置を予定している道の駅と連携しながら、これら施設を地域の核とした地域振興を図る。</p>	<p>歴史民俗資料館建設事業（玉山） 玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業（玉山）</p>	<p>計画事業名を変更する。</p>

主要事業		新市建設計画	
現行	変更案	計画事業名（区域）	説明
<p>渋民駅北地区土地区画整理事業</p> <p>【事業内容】 渋民駅北地区10.4ヘクタールの土地区画整理事業（組合施行）に対し補助を行う。</p>	<p>渋民駅北地区整備事業</p> <p>【事業を取り巻く状況】 ・少子高齢化や人口減少の進行、土地価格の下落により土地区画整理事業の手法そのものが困難になっている。 ・地区の住宅の一部は下水道施設が未整備である。 ・南側に位置する市道舟田一本木線は、通学路に指定されているが、道路側溝に蓋が無い箇所や側溝が破損している箇所、側溝と道路の高低差が生じている箇所があり、危険な状況である。</p> <p>【事業内容】 地区内の生活環境の改善を図るため、一部私道と耕作道を市道として整備するとともに、市道舟田一本木線の側溝改修を行う。 以って、地区的都市機能の強化を図り、土地利用の転換を推進する。</p>	<p>渋民駅北地区土地区画整理事業 渋民駅北地区整備事業（玉山）</p>	<p>計画事業名を変更する。</p>

主要事業		新市建設計画	
現行	変更案	計画事業名（区域）	説明
野中上地区画整理事業補助金 <p>【事業内容】 玉山区野中地区12.6ヘクタールの 土地区画整理事業（組合施行）に対 し補助を行う。</p>	好摩駅西地区整備事業 <p>【事業を取り巻く状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や人口減少の進行、土地価格の下落により土地区画整理事業の手法そのものが困難になっている。 ・地区の道路ネットワークは既に形成されており、上下水道施設は整備済みであるが、舗装が沈下している箇所や道路側溝が破損している箇所、側溝と道路の高低差が生じている箇所が多い。 ・通学路に指定されている道路と並行して流れる松川大堰用水路は、道路側のみの片側設置であるが、転落防止柵の破損が著しく、危険な状況である。 <p>【事業内容】</p> <p>地区内の生活環境の改善を図るために、道路の路肩拡幅や舗装打替えを行うとともに、道路側溝の改修や松川大堰用水路の転落防止柵の改善を行う。</p> <p>以って、地区の都市機能の強化を図り、土地利用の転換を推進する。</p>	野中地区上地区画整理事業 好摩駅西地区整備事業（玉山）	計画事業名を変更する。

主要事業		新市建設計画	
現行	変更案	計画事業名（区域）	説明
<p><u>水道未普及地域解消事業（飲料水供給施設）</u></p> <p>【事業内容】 水道未普及地域（9地区）における飲料水供給施設の整備。</p> <p>（対象地区） 永井沢、桑畑、好摩沢、沢目、二子沢、城内、山谷川目、上日戸、釣の平</p>	<p><u>水道未普及地域解消事業（飲用井戸等整備補助事業）</u></p> <p>【事業を取り巻く状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は、国庫補助金を活用し、全体事業費を2億円として飲料水供給施設を建設する計画としていたが、補助金の活用が見込めなくなったほか、事業費が約20億円程度かかる見込みとなり、当初の全体事業費を大幅に上回ることから、実施が困難な状況である。 ・整備手法を検討するため平成21年度に9地区を対象に飲料水の実態調査を行った結果、約2割の世帯が、「水量が足りない」、「将来心配」と回答したが、約8割の世帯は「水量は足りている」と回答した。 ・平成27年5月に各地区自治会長、8月に各地区に対し、新たな整備手法として、全体事業費の縮小が期待できる飲用井戸等整備補助事業（制度）の説明を行った結果、事業の実施について概ね理解を得られた。 <p>【事業内容】 地区内の飲用水等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水）の安定的な確保を図るために、地区内の住民が単独又は共同利用により井戸等の給水施設を設置するために要する経費に対して、その一部を補助する。</p>	<p>水道未普及地域解消事業（玉山）</p> <p>※変更なし</p>	<p>計画事業名は同様であるため、変更しない。</p>

(2) 区域を変更する事業（1事業）

主要事業		新市建設計画	
現行	変更案	計画事業名（区域）	説明
<p><u>農村交流センター整備事業（盛岡、玉山）</u></p> <p>【事業内容】 農業生産者と消費者の交流拠点の整備（藤川地区、羽場地区、東部地区の3地区）。</p>	<p><u>農村交流センター整備事業（玉山）</u></p> <p>【事業を取り巻く状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡区域（羽場地区、東部地区）については、既に直営施設が整備され、事業の目的に沿った形で消費者と生産者の交流が活発に行われている。 ・地元や関係者からも整備に関して意見が出ておらず、整備の必要性がなくなっている。 ・玉山区域（藤川地区）への整備は、平成25年度に完了している。 <p>【内容】 直営施設の整備状況を踏まえ、盛岡区域の整備計画を中止する。</p>	<p>農村交流センター整備事業 (盛岡、玉山)</p>	区域を玉山に変更する。

(3) 削除する事業（2事業）

主要事業		新市建設計画	
現行	変更案	計画事業名（区域）	説明
岩手・玉山斎場整備事業 【事業内容】 岩手・玉山斎場（淨靈苑）の改修。	(削除) 【事業を取り巻く状況】 岩手・玉山斎場は、岩手町と盛岡市で組織している岩手・玉山環境組合が運営しているが、岩手町では今後10年間は小規模改修により対応することとしており、延長期間内での実施が見込めない。 【内容】 現在の施設を維持していくことから事業を中止し、計画から削除する。	火葬場・斎場整備事業（盛岡、玉山） 火葬場整備事業（盛岡） 【計画事業の構成事業】 ①火葬場整備事業（盛岡） ②岩手・玉山斎場整備事業（玉山）	構成事業のうち、①は完了しているため、計画事業名の②に関する表記を削除し、区域を盛岡に変更する。
盛岡駅西口地区駐車場整備事業 【事業内容】 市営駐車場の整備。	(削除) 【事業を取り巻く状況】 盛岡駅西口地区の今後の駐車場の需要台数を勘案する必要があり、現時点で事業の実施時期や規模を把握することができない。 【内容】 今後の駐車場の需要を踏まえる必要があることから、事業を中止し、計画から削除する。（今後の開発状況やマリオス立体駐車場の利用状況等を見ながら、整備の必要性が生じた場合には、総合計画実施計画に位置付けて実施する。）	盛岡駅西口地区整備事業（盛岡） ※変更なし 【計画事業の構成事業】 ①盛岡駅西口地区土地区画整理事業 ②まちづくり交付金事業（盛岡駅西口地区） ③盛岡駅西口地区駐車場整備事業	構成事業のうち、①、②は完了しているため、計画事業名は変更しない。

主要事業の今後の見込み(37事業)

	主要事業 No.	事業名	担当課等	区域	計画期間(H28~36)									計画額(千円)		
					年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	(うちH28~36)	
1	28	中学校整備事業	総務課(教育)	盛岡	18~29	→									3,985,537	(542,645)
2	29	巻堀中学校施設整備事業	総務課(教育)	玉山	25~29	→									1,862,793	(795,794)
3	32	学校プール整備事業	総務課(教育)	盛岡	18~29	→									555,197	(268,206)
4	40	生涯スポーツ施設整備事業	スポーツ推進課	盛岡	25~28	→									3,286,904	(304,842)
5	42	運動公園整備事業	スポーツ推進課	玉山	27~28	→									698,201	(516,225)
6	45	遺跡の広場ネットワーク整備事業	歴史文化課	盛岡 玉山	18~36	→									166,058	(49,000)
7	46	玉山歴史民俗資料館・石川啄木記念館整備事業	歴史文化課	玉山	28~32	→									800,000	(800,000)
8	54	生出地域エコタウン事業	環境企画課・ 産業振興課	玉山	25~29	→									605,467	(507,215)
9	61	桜の里整備事業	産業振興課	玉山	24~28	→									153,669	(109,038)
10	62	道の駅設置事業	総務課(玉山)	玉山	28~32	→									300,000	(300,000)
11	64	ものづくり産業推進事業	企業立地雇用課	玉山	18~36	→									415,528	(413,090)
12	69	団体営基盤整備促進事業(好摩地区)	農政課	玉山	25~28	→									14,640	(4,700)
13	70	団体営基盤整備促進事業(尻志田地区)	農政課	玉山	25~29	→									199,997	(133,205)
14	71	団体営基盤整備促進事業(寺林地区)	農政課	玉山	29~36	→									28,670	(28,670)
15	72	団体営基盤整備促進事業(武道地区)	農政課	玉山	24~32	→									83,424	(74,100)
16	75	排水対策特別事業船田堰地区	農政課	玉山	29~35	→									37,600	(37,600)
17	77	県営かんがい排水事業(一般)松川大堰地区	農政課	玉山	28~35	→									54,136	(54,136)
18	78	農免農道整備事業巻堀2期地区	農政課	玉山	24~30	→									56,014	(34,930)

No.	主要事業 事業名	担当課等	区域	計画期間(H28~36)									計画額(単位:千円) (うちH28~36)	
				年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
19	86 渋民駅北地区整備事業	建設課(玉山)	玉山	28~34										147,000 (147,000)
20	87 好摩駅西地区整備事業	建設課(玉山)	玉山	28~34										155,000 (155,000)
21	92 都市計画道路 梨木町上米内線Ⅱ工区	道路建設課	盛岡	18~30										6,585,616 (1,070,908)
22	95 都市計画道路 盛岡駅南大通線(大沢川原)	道路建設課	盛岡	18~28										2,055,660 (111,600)
23	96 都市計画道路 明治橋大沢川原線(大通)	道路建設課	盛岡	19~30										2,845,568 (890,100)
24	98 都市計画道路 盛岡駅青山線(前九年Ⅱ)	道路建設課	盛岡	20~29										606,536 (200,000)
25	99 都市計画道路 上厨川厨川五丁目線(赤袋Ⅱ)	道路建設課	盛岡	19~29										458,991 (121,697)
26	100 都市計画道路 岩手飯岡駅南公園線外1路線	道路建設課	盛岡	21~32										2,972,260 (1,787,400)
27	103 IGR下田駅設置事業	交通政策課	玉山	28~36										110,000 (110,000)
28	105 一級市道 好摩永井線	道路建設課	玉山	18~32										473,840 (193,000)
29	106 一級市道 渋民好摩線	道路建設課・建設課(玉山)	玉山	20~32										469,721 (300,000)
30	107 一級市道 下田生出線	道路建設課	玉山	22~32										472,421 (273,000)
31	108 一級市道 柴沢下田線	道路建設課	玉山	24~31										583,824 (450,000)
32	110 一級市道 一の渡岩洞湖線	道路建設課	玉山	23~36										702,857 (512,000)
33	111 その他市道 二子沢線	道路建設課	玉山	25~33										384,581 (314,000)
34	113 その他市道 渋民東線	道路建設課	玉山	26~29										116,672 (94,000)
35	116 桧沢橋改良事業	道路建設課	玉山	23~28										859,609 (120,000)
36	118 好摩西地区計画道路	道路建設課	玉山	24~30										130,306 (58,000)
37	121 水道未普及地域解消事業(飲用井戸等整備補助事業)	環境企画課	玉山	28~36										187,200 (187,200)

(仮称) 盛岡市玉山地域振興会議条例（案）について

1 制定の趣旨

市は市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）第5条の5第1項^{※1}に基づき、旧玉山村の区域に地域自治区として「玉山区」を設置しているが、設置は平成28年3月31日をもって終了する。

その一方で、地域自治区設置期間終了後も、旧玉山村と合併時に策定した盛岡市・玉山村新市建設計画においては、未完了事業が残る見込みであり、玉山区における地域の振興に課題を残す状況にある。

このようなことから、新市建設計画等の円滑な推進及び玉山区の地域振興に資するため、「(仮称) 盛岡市玉山地域振興会議条例（案）」を制定するものである。

2 (仮称) 盛岡市玉山地域振興会議条例（案）の概要

(1) 設置について

玉山地域において、新市建設計画等の円滑な推進及び地域振興に関し、必要な事項を調査審議等するため、地方自治法第138条の4第3項^{※2}に基づき、市長及びその他の執行機関の附属機関として玉山地域振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

(2) 設置期間について

会議の設置期間は、平成28年4月1日から平成37年3月31日までとする。

(3) 所掌事項について

会議の所掌事項は、次のとおりとする。

ア 市長及びその他の執行機関が諮問する次の事項について、調査審議する。

- ・ 新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項
- ・ 市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項
- ・ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- ・ その他市長が必要があると認めた事項

イ 玉山地域の振興に関し必要と認める事項について、市長及びその他の執行機関に意見を述べることができる。

(4) 組織について

会議は、次のとおり組織する。

ア 委員15人以内をもって組織する。また、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ・ 公共的団体が推薦する者
- ・ 知識経験を有する者
- ・ その他市長が必要があると認めた者

イ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(5) 会長及び副会長について

会議は、次のとおり会長と副会長を置く。

- ア 会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。
- イ 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- ウ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(6) 会議について

会議の招集、運営については、次のとおりとする。

- ア 会議は、市長が招集する。
- イ 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- ウ 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
- エ この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

3 施行期日について

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 今後のスケジュールについて

平成27年10月 パブリック・コメント

11月 玉山区地域協議会へ諮問・答申、全員協議会へ説明（議案説明）

12月 市議会定例会に議案を提出

注釈※1

【市町村の合併の特例に関する法律】

(地域自治区の設置手続等の特例)

第五条の五 市町村の合併に際しては、地方自治法第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする同項に規定する地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができる。

注釈※2

【地方自治法】

(委員会・委員の設置)

第一百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮詢又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

玉山総合事務所の事務事業及び組織機構について

1 玉山総合事務所の所掌事務について

現在、玉山総合事務所で所掌している事務については、玉山総合事務所各課と本庁等各課等との調整を踏まえ、次のとおりとする。

事務事業の調整結果について …別添資料

所属	事務継続		本庁統合		終了	計
	事務継続	事務継続 (窓口)	本庁統合	本庁統合(窓口のみ継続)		
総務課	21	0	3	2	2	28
税務住民課	18	24	4	4	0	50
健康福祉課	26	23	1	0	2	52
産業振興課	33	4	4	4	0	45
建設課	2	2	0	2	7	13
計	100	53	12	12	11	188

2 玉山総合事務所の組織機構等について

玉山区設置期間終了後は、合併特例法に基づく地域自治区の事務所として設置されている玉山総合事務所は廃止となるが、引き続き、住民生活に密着した窓口業務の執行並びに地域振興策及びコミュニティ施策を所管するため、後継組織を次のとおり設置する。

(1) 組織の名称

玉山総合事務所

(2) 玉山総合事務所の組織上の位置付け

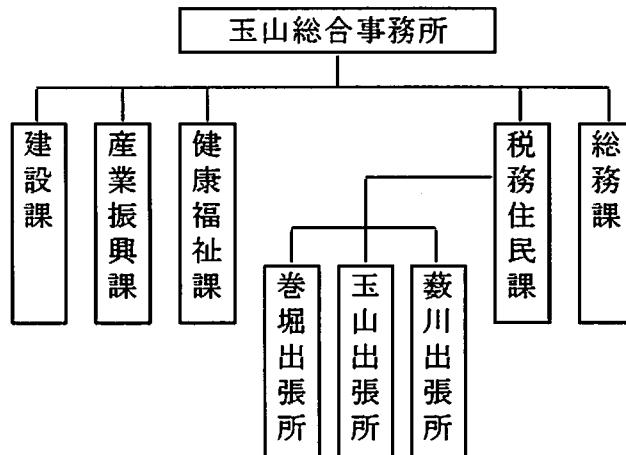
部相当に位置付け、部長級の事務所長を置く。

(3) 組織機構

玉山総合事務所は、上記1の事務事業の調整結果を踏まえ、現行と同様、5課体制とする。

なお、平成29年度以降については、市域全体の一体的な取組や市全体の効率的な事務執行の観点から、住民サービスを低下させないよう配慮しながら、全庁的な組織機構の見直しの中で、見直しを行っていくものとする。

【玉山総合事務所組織機構】(案)



(4) 設置時期

平成28年4月1日

(5) 職員定数

事務事業の調整結果及び災害時における緊急・初期対応の体制等を踏まえ、今後、市全体の定数調整を行う中で、玉山総合事務所の職員定数について検討を進めることとする。

3 今後のスケジュールについて

平成27年9月 全員協議会へ説明

11月 玉山区地域協議会へ諮詢・答申、全員協議会へ説明（議案説明）

12月 12月市議会定例会に議案を提案

玉山総合事務所の所掌事務について（事務事業の調整結果）

本庁統合（窓口のみ継続含む）及び終了事業（抜粋）

1 本庁統合事業 24事業（うち窓口のみ継続 12事業） 【】かっこ内は統合先

(1) 総務課 5事業 （うち窓口のみ継続 2事業）

- ・分収林に関すること【林政課】
- ・通信事業に関すること【市民協働推進課】
- ・山村振興計画に関すること【企画調整課】
- ・盛岡市情報公開条例の規定に基づく行政文書の開示及び盛岡市個人情報保護条例の規定に基づく事務に属する相談及び受付に関する事務【総務部総務課】（窓口のみ継続）
- ・町内会、自治会等の育成及び活動の推進に関する事務（玉山区自治会運営費補助金交付事業）（制度移行）【市民協働推進課】（窓口のみ継続）

(2) 税務住民課 8事業 （うち窓口のみ継続 4事業）

- ・盛岡北部行政事務組合との連絡調整に関する事務（他の所管に関する事務を除く）【廃棄物対策課】
- ・岩手玉山環境組合との連絡調整に関する事務（ごみ処理）【廃棄物対策課】
- ・一般廃棄物の処理に関する報告の徴収、立ち入り検査等に係る事務の連絡調整に関する事務【廃棄物対策課】
- ・盛岡市水道水源保護条例及び当該水道水源保護協定に基づく指導、勧告等に関する事務の連絡調整に関する事務【上下水道局、環境企画課】
- ・国土調査法の定めるところにより、地籍調査の成果の整理及び保管等に関する事務【林政課】（窓口のみ継続）
- ・特別永住許可の申請の受理、特別永住許可書及び証明書の交付、特別永住者の住居地の届出等並びに特別永住者証明書の有効期間の更新等に関する事務を行うこと【市民登録課】（窓口のみ継続）
- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に関する事務を行うこと【生活衛生課】（窓口のみ継続）
- ・岩手県市町村総合事務組合の交通災害共済に係る加入申込等の受理及び加入者証の交付に関する事務を行うこと【くらしの安全課】（窓口のみ継続）

(3) 健康福祉課 1事業

- ・母子通園事業（わらしつこ玉山教室）【障がい福祉課】

(4) 産業振興課 8事業 （うち窓口のみ継続 4事業）

- ・土地改良法の規定による土地改良事業に関する事務を行うこと【農政課】
- ・市有林の管理に関する事務【林政課】
- ・自然環境の保全に関する事務【環境企画課】
- ・文化財保護法に基づく天然記念物となっているニホンカモシカによる森林食害を未然に防止すること【林政課】

- ・林業及び林産業の奨励に関する事務【林政課】(窓口のみ継続)
- ・森林法の定めるところにより、伐採の届出、森林施業の勧告、森林施業計画及び森林經營計画の認定並びに火入れの許可に関する事務を行うこと【林政課】(窓口のみ継続)
- ・有害鳥獣対策事業【農政課】(窓口のみ継続)
- ・観光客誘致宣伝及び観光客入込数調査業務【観光課】(窓口のみ継続)

(5) 建設課 2事業 (うち窓口のみ継続 2事業)

- ・市道(法定外道路を含む)の占用許可及び境界確認に関する事務【道路管理課】(窓口のみ継続)
- ・農道の占用許可及び境界確認に関する事務【農政課】(窓口のみ継続)

2 終了事業 11事業

(1) 総務課 2事業

- ・区長秘書事務
- ・自衛隊協力会に関する事務

(2) 健康福祉課 2事業

- ・健康教育事業(玉山区内行事カレンダー)
- ・生活訓練等事業(当事者及びその家族支援活動)

(3) 建設課 7事業

- ・市営住宅への入居等に係る受付に関する事務を行うこと
- ・国土利用計画法に基づく届出の相談に関する事務
- ・都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る指導及び相談に関する事務を行うこと
- ・都市計画法に規定する都市計画施設等の区域内における建築等の規制に係る指導及び相談に関する事務を行うこと
- ・都市計画法に規定する地区計画等の区域内における建築等の規制に係る指導及び相談に関する事務を行うこと
- ・宅地造成等規制法の定めるところにより、宅地造成に関する工事等の規制に関する事務を行うこと
- ・建築基準法の定めるところにより、建築物等の確認及び検査の申請に係る指導及び相談に関する事務を行うこと

玉山区の区域内の字の名称の変更について

1 変更の理由

地域自治区の設置期間が平成28年3月31日に終了し、住所等の表記から玉山区が除かれることに伴い、盛岡市の他の地域と住所等の混同が生じるおそれがあることから、玉山区の区域内の字の名称を変更しようとするものである。

2 変更の内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、盛岡市玉山区の区域内の字の名称を平成28年4月1日から次のとおり変更する。

変更前の大字の名称	変更後の大字の名称
永井	玉山永井
馬場	玉山馬場

3 これまでの経過及び今後の予定について

- 平成27年 2月 玉山区地域協議会から「玉山地域まちづくり提言書」
5月 玉山区地域協議会へ提言の回答、字の名称変更説明
6月 全員協議会へ説明
7月 住民説明会（全4回）実施、玉山区自治会連絡協議会臨時総会へ説明
8月 住民アンケート実施
9月 玉山区地域協議会へ諮詢・地域協議会から答申、全員協議会へ説明
10月 市議会定例会へ議案提出、議決後に告示等の手続き
11月 関係機関等へ周知
12月 広報等による住民周知、住所変更手続一覧の各戸送付
市議会定例会へ関連条例改正案及び関連補正予算案を提出